

## 日田市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の 一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由

令和8年第1回市議会定例会において、「日田市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」が可決されたことから、同条例施行規則を改正する必要があること。

### 2. 内容

利用定員の記載の削除（第2条関係）

日田市上津江高齢者生活福祉センターの廃止に伴い、利用定員を定めた表から同施設に係る部分を削除すること。

### 3. 施行の時期

令和8年4月1日

### 4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

#### 該当理由

「日田市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であるため。